

三重県における「ワーク・ライフ・バランス」に関する取組 概要

私たちを取り巻く環境は、少子高齢化の進展や人口減少により、今後ますます労働力の不足が懸念されるとともに、育児・介護などの家庭での活動や地域を支える活動などの環境にも変化があり、職員自身がライフにおいても担うべき役割が増大しています。

一方で県民ニーズは高度化・多様化しており、厳しい行財政環境に対応することが求められています。

そうした状況の中で、職員が生き生きと仕事ができる「日本一、働きやすい県庁（しょくば）」を構築し、県民サービスの向上につなげていくには、私たちは限られた時間の中で、それぞれのライフサイクルや人生設計に応じて必要とされる活動にも的確に対応し、これまで以上に県民のみなさんにとって価値の高い成果を提供できる「ワーク」と「ライフ」の高度な両立を組織として実現していくことが重要です。

平成 26 年度から導入したワーク・ライフ・マネジメントでは、職員一人ひとりがそれぞれのライフサイクル等に応じて、自ら主体的に「ワーク」と「ライフ」をコントロールすることが可能となる状態を実現するための組織的な取組を通じて、これまで以上に県民のみなさんにとって価値の高い成果を提供することをめざしています。

なお、令和 4 年度からは取組の名称を「ライフ・ワーク・マネジメント」に改め、職員一人ひとりが生き生きとした「ライフ」と「ワーク」を過ごし、「家族や仲間を大切にし、健康で働きやすい県庁（しょくば）」の構築をめざし、職員の健康確保やライフサイクル等に応じて必要とされる活動への対応など、より「ライフ」を意識しながら取組を進めていくこととしています。

●年次有給休暇取得日数（一人あたり）

令和4年度

項目	目標	実績	(参考) R3 実績
年休取得日数	15.4日	15.4日	14.8日

※管理職員を含む

※年休取得日数の目標は、各部局の目標値を積み上げた数値

●時間外勤務時間（一人あたり）

令和4年度

項目	特例業務を除く		特例業務を含む
	実績	(参考) R3 実績	実績
時間外勤務時間	181	169	225

※時間外勤務手当支給対象者（管理職員や国等への派遣職員を除く）

※特例業務とは、時間外勤務命令の上限規制において、上限を超えて時間外勤務を命ずることができる業務（新型コロナウイルス感染症対策業務等）

次世代育成に関する休暇・休業制度、勤務時間制度 概要

※令和5年4月1日現在の制度概要です。別途、利用にあたっては要件がある場合があります。

結婚・妊娠等にかかる休暇制度

休暇制度	男性	女性	概要
結婚休暇	○	○	7日以内
妊婦の通勤緩和	—	○	1時間/日以内
妊娠障害休暇	—	○	14日以内
保健指導または健康診査	—	○	必要に応じて取得可能

出産（産前・産後）等にかかる休暇制度

休暇制度	男性	女性	概要
産前産後休暇	—	○	産前8週間（多胎妊娠の場合は14週間） 産後8週間
男性の育児参加休暇	○	—	妻の産前8週間から子が1歳になるまでの期間内で5日以内。（第1子の場合は、産後のみ）

育児等の休暇・休業制度

休暇制度	男性	女性	概要
育児休業	○	○	子が3歳になるまでの期間（無給）
部分休業	○	○	子が小学校就学の始期に達するまでの期間で1日2時間以内（無給）
育児時間	○	○	子が1年9月になるまでの期間で1日2回各45分以内
学校等行事休暇	○	○	高校を卒業するまでの子1人につき年1日

育児から就学前までの勤務時間制度（いずれも、職員からの請求による。）

勤務時間制度	男性	女性	対象職員と概要
時間外勤務の免除	○	○	3歳に満たない子のある職員
深夜勤務・時間外勤務の制限	○	○	就学前の子がある職員
育児短時間制度	○	○	就学前の子がある職員（無給）、勤務形態は5種類

看護・介護休暇制度

休暇制度	男性	女性	概要
家族看護休暇	○	○	4日以内 ※ただし、中学校就学前の子が1人の場合は年4日 (その子が2人以上の場合は8日)を加えた日数
介護休暇	○	○	配偶者、父母、子、祖父母等の介護をする場合、3回 以下かつ合計6カ月以内(無給)
介護時間	○	○	配偶者、父母、子、祖父母等の介護をする場合で、3 年以内において1日2時間以内(無給)